

公益社団法人兵庫県看護協会「看護ひょうご」広告募集要項

1 媒体の概要

- (1) 名称 看護ひょうご
- (2) 形状 A4 16ページ又は20ページ
- (3) 部数 約34,000部
- (4) 発行 4回/年(4月、7月、10月、1月)
- (5) 配布 全会員(施設毎に発送 ※施設約800、個人会員約1,300)

2 掲載について

2018年度：2回(2018年10月、2019年1月)
2019年度：4回(2019年4月、7月、10月、2020年1月)

3 広告の規格

(1) 広告の場所及びサイズ



(2) 刷り色 フルカラー

4 広告掲載料(1回あたり)

	広告サイズ(たて×よこ: mm)	広告掲載料(円)		
		裏表紙	裏表紙裏	中面
A	1/6 ページ(42×175)	91,000 (98,280)	73,000 (78,840)	37,000 (39,960)
B	1/12 ページ(42×87)	50,000 (54,000)	40,000 (43,200)	20,000 (21,600)

※ () は税込

5 掲載の申込み

発行の3か月前までに申し込んでください。

6 原稿の提出

申込書を提出する際に原稿データを「看護ひょうご」担当に提出してください。
広告のデザインを本会の委託業者がどの程度行うかについては、申込み時に協議して確認させていただきます。(デザインに手間がかかる場合は、別途デザイン料が掛かる可能性があります。)

7 広告掲載料の支払い

指定した期日までに、本会指定金融機関へお支払いください。

8 広告掲載料の返金

納入された広告掲載料は返金できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部又は一部を返金いたします。

9 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の入金がない時
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
- (4) その他会長が広告の掲載を取り消さざるを得ないと認めた時

10 免責について

- (1) 掲載された広告の内容に関しては、広告主様に一切の責任を負っていただきます。広告内容に起因する名誉毀損の請求又は訴訟、プライバシーの侵害、著作権の侵害及び他の請求・訴訟に関し、本会は一切の責任を負いません。
- (2) 広告掲載の形式、方法等の条件については、本会の都合により予告なく変更する場合があります。
- (3) 広告の発行に遅延・中断が生じても、お申込みいただいた広告の掲載に影響が生じなかった場合は、本会は一切責任を負いません。

11 その他

- (1) 広告主は「公益社団法人兵庫県看護協会広告掲載要綱」を遵守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、本会業務執行理事会で協議するものとします。また、必要に応じて、本会が広告主に確認等を行うことがあります。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて本会と広告主双方協議の上定めることとします。

12 問い合わせ・申込み先

公益社団法人兵庫県看護協会 総務部 広報担当
TEL078-341-0190 FAX078-361-6652